先物協会ニュース

JCFIAマンスリー

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION

発行　日本商品先物振興協会
〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町9-9
TEL(03)3664-5731　FAX(03)3664-5733
http://www.jcfia.gr.jp/

私の好きな一文字

心

桐山共和

（桐山　共和　ハーベストフューチャーズ常務）

アウトハウス型清算機関設立

新証拠金、純資産も見直し必要

改正法施行へ動き急

改正商品取引所法が4月28日に国会で可決・成立して以降、平成17年5月の施行に向けて、主務省、商品取引所、商品取引員あげて具体的な法運用基準の策定に取り組み、急いで準備を進めている。そうした中で、まず決まったのが共同計算センターをアウトハウス型クリアリングハウス（清算機関）の形態にすること。それに合わせて取引証拠金、清算参加者の純資産要件についての検討が進められている。

これまで（社）全国商品取引所連合会は、各商品取引所共通会員に係る場勘定決済資金の資金効率向上及び会員の事務負担の軽減を目的として、場勘定資金をネッティング計算する「共同計算センター」の設立準備を進めてきたが、その設立準備作業の過程で、商品取引員側は、改正法施行により取引証拠金が取引所に直接預託されることとなっても、現行と同様、委託者ごとの証拠金のプール計算を可能とするよう強く要望していた。

これに対し、主務省は、取引証拠金の全額を商品取引所に直接預託（実際には商品取引員経由で）すると した場合には、他の商品取引所と共通の担保とはできないとして、6月11日の全商連の理事長会議において、プール制を続けるには全取引所共通の清算機関を設立し、証拠金預託先を一元化する必要がある――との見解を示した。

この時、7取引所の意見はまとまらず、それぞれ持ち帰って検討した結果、6月15日までに前向きに取り組むとの返事が集まり、ここで実質的に共同清算機関（アウトハウス型クリアリングハウス）の設立が決まった。

改正商取法では、商品取引清算機関は主務大臣の許可を受けた株式会社と規定しており、7月8日の全商連の専務・常務会議で初めて清算会社の名称、資本金、人員、収支予算などについて初めて話し合われた。

清算機関となれば全取引の決済の相手方となるわけで、違約が発生した場合の補填の原資には証拠金の一部、特別担保金（清算預託金）があてられ、それで不足する場合は各取引所が責任をもって担保する。

共同清算機関の設立によって、ネット決済の仕組み、新取引証拠金の精算機関への預託、清算参加者の純資産額要件などについて検討する必要が出てきたことから、全商連ではそれぞれのワーキンググループで具体的な検討を進めており、8月中には方向をとりまとめる。

先物協会は制度政策委員会の清水清委員長と加藤雅一、多々良實夫副委員長が全商連ワーキンググループに委員として参加、制度政策委員会の検討結果を踏まえて先物協会の要望を伝えている。

先物協会制度政策委員会

新取引証拠金の考え方まとめる

新取引証拠金制度についての要望は、7月14日、23日の制度政策委員会と、7月16日の理事会を経て、次の4項目などが決まった。

①**新取引証拠金**＝維持部分（違約財源）のレベルは取引証拠金の2分の1とした い。

②**余剰預託額**＝取引決済のための証拠金（取引証拠金）として受け入れるか取引証拠金以外の預り金（受入証拠金等）として受け入れるかは準則と書き分けることとし、各社（委託者）の選択に委ねることとしたい。

③**値洗損益**＝当初の証拠金額を超える値洗金は、原則として、清算機関の証拠金勘定で保全する（返還請求があれば返還に応じ、新規建玉の取引証拠金とすることもできる）。差引額については、取引証拠金と相殺する。

④**「追証」制度**＝値洗損により証拠金預託額が維持水準を下回った場合におけるる委託者の「取引証拠金としての追加預託額」については、維持水準を下回らないよう必要額をその都度差し入れることにより、維持水準を維持するものとする（清算機関に預託）。

取引証拠金の維持水準を下回らないようにするため、商品取引員は、取引証拠金預託額が維持水準を下回る値洗損が生じた場合には、証拠金不足額として、取引証拠金額の2分の1以

［2面へつづく］

委託証拠金（現行）と新取引証拠金

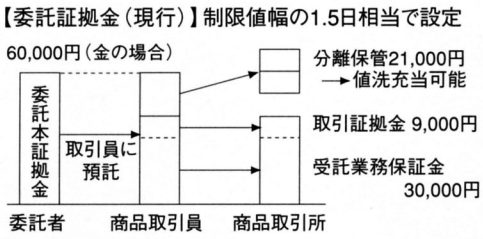

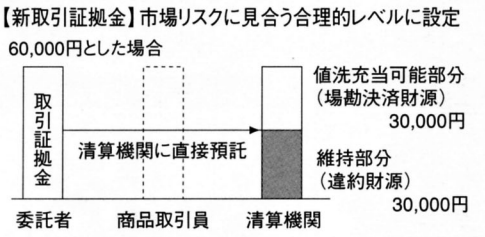

「制度改正」を地方紙で啓蒙

先物協会は6月末から8月にかけて、地方紙の企画特集で、2005年5月施行予定の制度改正について啓蒙を行っている。

時事通信の記事配信に先物協会の広告を合わせる1面企画で、6月には新潟日報、河北新報（宮城）、北國新聞（石川）に、7月には中日新聞（愛知）、静岡新聞に掲載した。8月には西日本新聞（福岡）、北海道新聞、信濃毎日新聞（長野）、山陽新聞（岡山）、中国新聞（広島）に載る。

掲載に当たっては、商品先物の役割を理解してもらうのに苦労があったが、全国の有力10紙の掲載にこぎつけた。

広告の重点は、「変わるよ」をキーワードにして、①お客様の資金の安全管理強化②委託者保護基金の創設③商品取引会社の信頼性とサービスの向上――を強調している。

FUTURES PLAZA

コンプライアンスの神髄

ひまわりCX
金融商品管理部長　小林　榮一

仕事柄、セミナーや講演会に出掛けることがあります。これまで様々な講師の方々の話を聞く機会に恵まれました。その中から私の記憶に深く刻み込まれた講演がありますので、ご紹介致します。

企業不祥事がマスコミを賑わすことがあります。経営陣が記者会見の壇上に並び、深々と頭を下げ、陳謝する場面が報道されます。しかしながら、よくよく考えてみると、その場面に大きな違いがあることに気が付きます。最近の例では、複数の企業で顧客データの漏洩が相次ぎ社会問題となりました。また、自動車事故に絡む社会問題も発生しています。

（偶発的要因を含め）不祥事は、どの企業にも発生する可能性があります。発生事実を元に戻すことは出来ませんから、発生させてしまった不祥事への対応の仕方が企業の社会的評価を決することとなります。

「今、確認済みの事実はこれだけだが、今後、ここまで問題が拡大する可能性がある」――経営陣は、考え得る最悪のシナリオを想定し、その全てを公表する。そして全社を挙げ対応に当たる。――幸い、最悪のシナリオに至ることなく終息出来れば、不祥事への適切な対応が高く評価されることとなります。

逆に発生事実を隠して対応に当たった結果、新たな事実が次々と発覚した場合はどうでしょうか？　その企業は社会的非難を受け、評価は正に地に落ちることとなります。同じ不祥事を起こした企業でも、前者は社会的批判の対象にはなっても、社会的非難の対象になることはありません。後者は社会的非難を浴びて、企業生命の危機に陥ることでしょう。

欧米企業におけるコンプライアンスオフィサーの権限は大きく重たいものだと聞きます。コンプライアンスオフィサーが「ノー」と言ったら、社長もその決定を覆すことは出来ないそうです。

しかしながら、ノーをイエスにするための企業努力こそが実は一番重要なのではないか？　と考える次第です。法令遵守（コンプライアンス）の神髄は、企業統治（コーポレートガバナンス）にあり！

【プロフィール】　1973年4月商品先物業界へ。1988～89年シカゴ勤務。1991年3月現ひまわり証券グループ入社。1998年金融商品管理部総括責任者（現職）。

先物春秋

コメ上場に向けて取引所の動きが急ピッチである。関西商取、中部商取に続いて、本命東穀取が名乗りを上げた。近く報告書がまとまる。コメの先物市場は、昭和14年（1939）に軍靴の高まりと共に閉鎖に追い込まれ、65年経つ。永過ぎた市場の空白に終止符を打ち、ようやくコメが市場に甦る日も近い▼コメの先物市場運営の要諦は格付にある。コメは古来、品種銘柄が多岐に亘り、標準米に対する代用米の公正な格付が最重要課題であった。しかし、これが難物で、蛎殻町で週刊「経済新聞」を旗揚げした小泉策太郎は創刊号でいきなり米の格付問題をやり玉に上げる▼明治37年（1904）、ちょうど100年前のことだ。ジャーナリストで相場師で大連商品取引所の理事長を務め、後に衆議院に籍をおき、政界の惑星と呼ばれた小泉の若き日の筆鋒は鋭い。「全国の米穀取引所がドレモドレモ市価に比して甚だしい不相当の格付を付して平気でいる。就中最も甚だしきは東京米穀取引所で、よい米ほど割安に、悪い米ほど割高に格付してある。東京米穀取引所はその実、東京粗悪米取引所である」▼悪貨が良貨を駆逐するの道理で、正米（現物）市場では「定期受渡用米」も出現するありさま。飯米としての資格を失ったコメまで受渡に登場、小泉は「東京麹種米駄菓子種米取引所」と決めつける。適切な格付によって、日本のコメが国際競争力を取り戻すことだって夢ではない。米市場の夢とロマンに思いを馳せ、しばし酷暑を忘れたい。（泉）